テーマ2 A案「 監査法人のローテーション制度（交代制）を導入することに賛成」

|  |
| --- |
| 欧州連合（EU）では2016年６月から監査法人のローテーション制度（交代制）が導入されており、同一の監査法人による継続監査期間の上限を原則10 年としています。  一方で、アメリカではローテーション制度（交代制）は導入されていません。  国内では2020年１月14日付で、金融庁は企業の会計不祥事を防ぐ監査改革の検討課題としてきた監査法人の「ローテーション制度（交代制）」の導入を見送るという記事が発表されました。  ローテーション制度（交代制）のメリットやデメリットを考慮しながら、以下のいずれかの立場から議論してください。 |

1.継続監査により発生が懸念される問題

　継続監査により発生が懸念される問題としては企業(経営者)と監査人の癒着による粉飾などの不正会計がある。また、粉飾が行われていないとしても同一の監査人が特定の企業に対し長期間関与するすることは当該監査人の外観的独立性に対する疑念が生じ、監査証明の客観性が損なわれる要因となり得る。

2.継続監査に関する現在の制限

現在は筆頭業務執行社員等に対して大会社等に対する監査関連業務の関与期間に制限が設けられている。(パートナーローテーション)これらは監査人が公認会計士である場合、監査法人の場合、大規模監査法人の場合の3つそれぞれで制限が異なっている。\*[[1]](#footnote-1)この制限は1997年の公認会計士協会の自主規制として始まり、2005年に発生したカネボウの不正会計事件を発端として2007に制限が強化された上で法定化されたという背景がある。

3.現在の制限の実効性

・パートナー以外の立場（監査補助者）で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在している。

・過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できていない。

4.監査法人のローテーション制度の導入によるメリット

1. 公認会計士法 第24条の34条の11の3参照 [↑](#footnote-ref-1)